

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年10月20日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

揚水管漏水修繕

2 履行(納品)場所

横浜市磯子区丸山2丁目25番1号
横浜市立滝頭小学校

3 契約日

令和4年7月6日

4 履行日又は履行期間

令和4年7月7日

5 契約金額

250,800円(うち取引に係る消費税 22,800円)

6 契約の相手方(名称及び所在)

三ツ矢設備工業株式会社
横浜市西区久保町4番12号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

受水槽ポンプ室横の揚水管が破損し、漏水が発生。トイレ等の水に使用している揚水管であり、学校運営に支障がでるため緊急で修繕を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市有資格者名簿の中から管の資格を有しており、事案が生じた段階で速やかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管課

横浜市立滝頭小学校